

豚流行性下痢（PED）防疫マニュアルが公表されました

平成26年10月24日付けで豚流行性下痢（PED）の防疫に関するマニュアルが農林水産省から公表されました。今後は、本マニュアルに基づいて防疫対策の徹底をお願いいたします。

PED防疫マニュアルのポイント

出荷時の対応

発生農場からの出荷時における対応が統一されました。出荷豚の用途、出荷先（と畜場、家畜市場、農場）ごとに、出荷計画書の提出や健康観察の実施、あるいは遺伝子検査を実施します。

情報の共有

発生農場は、農場出入りのガス業者、建築業者等に情報提供を行います。県も管内養豚場や畜産関係者に発生農場の農場名及び住所を提供し、蔓延防止のための注意喚起を行います。

特別防疫対策地域の指定

本病の侵入・拡大の恐れがあるとき、県は、地域全体の発生予防・感染拡大防止を図るため、必要に応じて、地域指定を行い、防疫対策を強化します。

指定された地域内では、次の防疫措置を実施します。

地域内全ての非発生農場に対し、毎日の健康観察と結果の報告、また、週に1度、ほ乳豚の全死亡頭数、ワクチン接種状況の報告を求めます。

地域内の農場は、農場出入口、畜舎周囲を緊急消毒します。必要に応じて、地域内の公道等に消毒ポイントを設置します。

飼養衛生管理基準の遵守

飼養衛生管理基準を遵守して、本病の発生予防、早期発見に努めてください。

早期通報の徹底

農場内でPEDが疑われる症状を発見した場合には、すぐに獣医師または家畜保健衛生所まで通報をお願いします。

農場への侵入防止対策

飼養衛生管理基準に基づき、衛生管理区域に必要なない方を立ち入らせないようにするとともに、畜舎出入口での消毒、衣服の更衣等を徹底してください。

ワクチン適正使用の徹底

PEDの予防にはワクチンが有効です。使用の際はワクチンの用法・用量をしっかりと確認し、母豚の健康管理、衛生的な飼養環境等に留意して、適切に使用してください。

マニュアルの詳細は農林水産省のホームページ

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/ped/ped.html>)

にて公表されていますので、ご確認ください。

家畜の病気に関するお問合わせは山梨県東部家畜保健衛生所まで
電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108
夜間の連絡は・・・090-5535-8005
土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005 または090-5544-7868